

平成23年11月25日

各位

株式会社 筑波銀行

不祥事件の発生について

株式会社筑波銀行におきまして、誠に遺憾ながら、下記の不祥事件が発覚しました。
かかる事態を招いたことにつきましては、役職員一同、厳粛に受け止め深く反省いたしております。
日頃から当行をご愛顧いただいておりますお客さま、地域の皆さま並びに株主の皆さまにご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行元行員が、平成15年3月から平成23年4月にかけて、3ヶ店（大洗支店、古河支店、結城支店）において、12先のお客さまの預金や融資返済資金等から累計で870万円を着服・流用し、遊興費や消費者ローンの弁済などに充当していたことが判明いたしました。

被害額につきましては、元行員により既に全額弁済されております。

2. 元行員が不正を行っていたお客さまへの対応

元行員が不正を行っていたお客さまには、事実関係をお伝えするとともに深くお詫び申し上げます、正常なお取引に戻させていただいております。

3. 監督官庁等への届出等

監督官庁への届出を行うとともに、警察にも通報しております。

4. 関係者の処分

元行員につきましては、平成23年8月31日付で懲戒解雇としております。
その他関係者につきましても、厳正な人事処分を行いました。

5. 今後の対応

当行は行内の法令等遵守態勢の整備に向け努めてまいりましたが、今般の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、再発防止に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関する問合せ先	総合企画部調査広報室	田村
	経営管理部コンプライアンス・法務グループ	井坂
	TEL 029-829-7558	
	受付：月曜日～金曜日	9：00～17：00